

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和6年3月)	資料コ
資料格納日：令和6年3月19日 動画公開期間：令和6年3月19日～令和6年9月30日	

## 安全計画の策定について

<担当>

指導グループ	TEL : 457-2117
--------	----------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○	
		企業主導型保育事業	○	
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○	
		ベビーシッター	○	
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）	○	
		ベビーシッター	○	
通知の状況	有り	通知日		
		通知方法	メール	その他
	無し			
提出書類 の有無	全施設提出 該当する施設のみ提出	提出期限		
		提出方法		
	提出無し			

本通知は令和5年3月24日に発出したものです。  
それ以降、内容に変更ありません。

認可外保育施設

事務連絡

令和5年3月24日

各位

浜松市こども家庭部 幼児教育・保育課  
幼児教育指導担当課長 井川 宜彦

## 認可外保育施設における安全計画の策定について（依頼）

日ごろ、本市の保育行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正され、令和5年4月1日より、保育所等における安全計画の策定が義務化されます。認可外保育施設においても、指導監督基準に安全計画策定の義務化が規定されます。

各施設におかれましては、国から示された「保育安全計画例」を参考に作成していただきますようお願いします。

### 記

#### 1 安全計画の策定について

令和4年12月16日付け厚生労働省通知「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」を浜松市ホームページの以下の場所に掲載しましたので、御確認いただき、安全計画の作成をお願いします。

「浜松市ホームページ」>「創業・産業・ビジネス」>「福祉・介護」>「幼児教育・保育関係事業者の皆様へ（トップページ）」>B.認可外保育施設(法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設)の届出等について>B-1-26「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」、B-1-26-1「(別添資料4)保育安全計画例」

[http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hoiku/jigyosha/d\\_ninkogaiheiku.html](http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hoiku/jigyosha/d_ninkogaiheiku.html)

1. 浜松市における認可外保育施設の制度について  
(3) 参考通知等

#### 2 その他

- ・内容については、国の通知に記載の留意事項等を踏まえ、施設の状況に応じて追加、変更して作成してください。
- ・作成した安全計画は施設内で共有し、PDCAサイクルの観点から定期的に見直しをお願いします。
- ・作成した安全計画に基づいて研修や訓練を定期的の実施するようお願いします。

幼児教育・保育課指導グループ  
担当 新谷・中山  
TEL 457-2117  
FAX 457-2039